第３３回さいたま市自治基本条例検討委員会

次　　第

平成２３年８月１７日（水）午後６時４５分～
さいたま市役所第２別館第３会議室

１　開　会

２　議題
（１）各チームからの報告事項について

（２）自治基本条例について

３　その他

４　閉会

【配付資料】
次第
資料１　最終報告（たたき台）
※第３章（市民と市がともに進めるまちづくり）第２６条～第３２条
及び第４章（実効性の確保）
参考資料１　市民から寄せられた意見

資料1

最終報告（たたき台）※第３章（市民と市がともに進めるまちづくり）第２６条～第３２条及び第４章（実効性の確保）

中間報告	最終報告（案）
⑪　組織、人員体制等 **【条例案骨子】** ●（組織の整備等） 　市長等は、市民の視点に立ち、次のことに留意して、組織の整備、職員の適正な配置、職員の育成に努めるものとする。第１項 （１）地域や市の課題に的確に対応できること。 （２）市民が行政サービスを利用しやすいこと。 （３）行政サービスを効果的かつ効率的に提供できること。 （４）組織については、市民に分かりやすいこと。 ●（市政に参加しやすい組織風土の醸成） 　議会及び市長等は、市民が市政に参加しやすい組織風土の醸成に努めるものとする。	（組織の整備等） 第２６条　市は、次のことに留意して、組織の整備並びに職員の適正な配置及び育成に努めなければなりません。 （１）地域又は社会の課題に的確に対応できること。 （２）市民が行政サービスを利用しやすいこと。 （３）行政サービスを効果的かつ効率的に提供できること。 ２　市は、市民とともに市政を進めていくという組織風土の醸成に努めなければなりません。
【考え方・解説】 （組織の整備等） ア　市役所（区役所等を含む。）の組織には、市民と直接接することが多い部署、企画や総務といった部署など、様々な部署がありますが、まず、共通して地域や市の課題に的確に対応できる組織の整備や職員の配置が求められます。 イ　その上で、市民が行政サービスを利用しやすく、行政サービスを効果的かつ効率的に提供できるように組織が整備され、職員が適正に配置されていること、及び市民にとって分かりやすい組織であることが求められます。 ウ　また、組織の整備や職員の適正な配置だけでなく、職員の育成についても組織的に取り組んでいくことが重要です。 エ　なお、「市民が利用しやすい」こととは、市民が様々な行政サービスの担当課等に苦労せずにアクセスし、不安なく行政サービスを受けられることを意味します。例えば、総合窓口（ワンストップサービス）等の設置や、市長等が対応できない場合でもどのようにすれば問題を解決できるかを相談に来た市民とともに考えてくれるような職員の配置など、様々な創意工夫が期待されます （市政に参加しやすい組織風土の醸成） 　市民自治を推進していくために、市民が市政に参加しやすい組織風土（市民を積極的に受け入れていこうとする組織全体のあり方）を醸成することが必要です。	**【考え方・解説】** 第２６条は、市の組織の整備や、職員の適正な配置及び育成について定めています。 **［第１項］** ○　議会及び市長その他の執行機関は、それぞれの権限に応じ、第１号から第３号に掲げることに留意して、組織の整備並びに職員の適正な配置及び育成に努めなければなりません。 **（第１号）** ・　市役所（区役所等を含む。）の組織には、市民と直接接することが多い部署、企画や総務といった部署など、様々な部署がありますが、まず、共通して地域や市の課題に的確に対応できる組織の整備、職員の配置が求められます。また、職員の育成についても組織的に取り組んでいくことが重要です。 **（第２号）** ・　行政サービスは、市民のために提供されるものであり、市民に分かりやすく、利用しやすいものでなければなりません。 ・　「市民が利用しやすい」こととは、市民が様々な行政サービスの担当部署に容易に申請や相談などをすることができ、安心して行政サービスを受けられることを意味します。例えば、総合窓口（ワンストップサービス）等の設置や、どのようにすれば問題を解決できるかを相談に来た市民とともに考えてくれるような職員の配置や育成について、様々な創意工夫が期待されます。なお、ここでいう「行政サービス」とは、業務委託や指定管理者制度により市以外の者が提供する場合のものも含みます。 **（第３号）** ・　行政サービスは、税金によって提供されるものであり、サービスを受ける市民に、効果的かつ効率的に提供されなければなりません。 **［第２項］** ○　市民自治を確立し、推進していくためには、市民とともに市政を進めていくという意識を組織の構成員全員が共有し、それが当たり前のように思えるような組織であることが重要であり、議会及び市長その他の執行機関は、このような組織風土の醸成に努めなければなりません。

中間報告	最終報告（案）
①　身近なコミュニティ **【条例案骨子】** ●（地域コミュニティ） ・　市民は、暮らしやすい地域社会を形成するために、地域コミュニティ（身近な生活の場となる地域を構成する住民の集合体をいう。）を基盤とする自治会等の活動を通じて、地域の身近な課題の解決に積極的に協力して取り組むよう努めるものとする。 ・　自治会等、市民活動団体、事業者など地域において活動する主体は、地域の身近な課題の解決に向けて、それぞれの自主性に基づき、相互に連携するよう努めるものとする。 ・　市長等は、地域において活動する主体の自主性及び自律性に配慮しながら、その活動及び相互の連携に対して、必要な支援を行うものとする。	**第３章　市民と市がともに進めるまちづくり** **第４節　地域及び区のまちづくり** （地域のまちづくり） 第２７条　市民は、地域のまちづくりを目的として主にその地域の住民により構成される自治会等の団体が行う活動に参加するよう努めるものとします。 ２　地域において公益的活動、事業活動その他の活動を行う者又は団体は、暮らしやすい地域をつくるため、それぞれの自主性に基づき、相互に連携するよう努めるものとします。 ３　市は、前項に規定する者又は団体の自立性に配慮しながら、地域のまちづくりを目的としてこれらの者又は団体が行う活動及び相互の連携に対して、必要な支援を行うものとします。
【考え方・解説】 ア　個人や家族で解決できることは個人や家族で解決する、個人や家族で解決できないときは地域が解決する、それで解決できないときに市町村で解決する、それが難しいときは都道府県で、それでも解決できないときに国が解決するという「補完性の原理」を基本的な考え方とします。 イ　地域コミュニティを基盤とする自治会、自主防犯組織、ＰＴＡ等の組織は市民自治を進める上で最も重要な主体です。考えられる団体を全部書く。 ウ　市民は自治会等の活動を通じて、地域における課題解決に協力して取り組むよう努めることが必要です。 エ　また、地域課題に取り組んでいくためには、自治会等が単独で取り組むだけではなく、その地域に関係する市民活動団体や事業者など他の主体の協力が必要と考えます。 オ　市長等には、地域において活動する主体が地域の身近な課題解決のために行う活動に対して、情報や活動の場の提供、人材や資金の提供、各主体の連携や地域内外にわたる活動の調整等、活動の円滑化等に必要な支援を行うことが求められます。 カ　また、市長等がこれらの支援を行う際には、各主体の自主性及び自律性に配慮することが必要です。	**【考え方・解説】** 第２７条は、身近な地域におけるまちづくりの推進について定めています。 ［第１項］ ○　地域のまちづくりを目的として主にその地域の住民により構成される団体は、市民自治を進める上で最も重要な主体です。このような団体には、例えば、自治会、自主防犯組織、自主防災組織、地区社会福祉協議会、老人クラブ、ＰＴＡ、子ども会などがあります。市民はこれらの団体の活動への積極的な参加を通じて、地域における課題を解決し、豊かで暮らしやすい地域をつくるために協力して取り組むよう努めることが必要です。 ［第２項］ ○　豊かで暮らしやすい地域をつくるためには、地域において公益的活動、事業活動その他の活動を行う者又は団体が単独で取り組むだけではなく、相互に連携して地域課題の解決などに取り組むことが効果的かつ効率的と考えます。ただし、その際には、それぞれの自主性を十分に尊重しなければなりません。 ［第３項］ ○　市長その他の執行機関には、地域において公益的活動、事業活動その他の活動を行う者又は団体が地域課題の解決などのために行う活動や相互連携に対して、これらが円滑に進むよう、情報、人材、資金の提供、活動の場の整備、各団体等の連携や地域内外にわたる活動の調整など、必要な支援を行うことが求められます。なお、その際には、各団体等の自立性に配慮しなければなりません。

中間報告	最終報告（案）
②　区のあり方 **【条例案骨子】** ●（区役所の役割・責務） ・　区役所は、区民の生活に密着した行政サービスを効果的、効率的かつ総合的に行うよう努めるものとする。 ・　区役所は、地域の問題を受け止める身近な窓口として、また、区民（区内に住所を有する者、区内で働く者、区内で学ぶ者、区内で公益的活動や事業活動その他の活動を行う者または団体をいう。以下同じ。）による地域のまちづくりの調整・まとめ役として機能し、地域の問題について区民とともに、また、本庁組織と連携して解決を図るなどして、地域の特色を生かした個性あるまちづくりを推進する。 ・　そのために、区民の生活に関わる様々な情報の収集及び発信を進め、区民の区政への参加及び協働を促し、区民の様々な活動の支援を通して、区民の主体的なまちづくりの推進に努めるものとする。	（区役所の役割） 第２８条　区役所は、区民の生活に密着した行政サービスを、総合的、かつ、効果的及び効率的に行うとともに、区の特色を生かしたまちづくりを推進しなければなりません。 ２　区役所は、前項に規定するもののほか、市民自治を確立するため、次のことに努めなければなりません。 （１）地域の課題など、区民の生活に関わる様々な情報を収集し、発信すること。 （２）区民の区政への参加及び区民との協働を~~促進~~推進すること。 （３）区民の主体的なまちづくりを支援すること。 ３　市長は、前２項に規定する区役所の役割を円滑に果たすことができるよう、区役所の機能の充実に努めなければなりません。
【考え方・解説】 ア　地方分権が進み、また市民のニーズも多様化する中で、より市民に近いところで市政を運営した方が効果的なまちづくりが実現できる時代となってきています。 イ　その意味で、今後、区役所の重要性は益々高まっていくことが予想され、その基本的な役割と責務、また、その責任者である区長の役割と責務を明確にすることが必要と考えます。 ウ　そして、区役所や区長がその役割を十分に果たすことができるよう、市長は、状況に応じて区役所への業務の移管や予算、組織・人員面での対応などを行っていくことが大切です。 エ　区役所の役割・責務については、「区役所のあり方に関する検討報告書」（平成２２年１２月／さいたま市区役所のあり方検討委員会）を参考にしましたが、特に、地域の問題を総合的に受け止め、区民とともに解決を図り、区民主体のまちづくりを通じて、地域の個性を生かした特色ある魅力的な区の実現につなげていくことが重要と考えます。 オ　中でも、区民主体のまちづくりに関しては、各区役所は人口や面積などの面において、市民参加、協働の取組が進められやすいという強みを生かし、区民による地域のまちづくりの調整・まとめ役として、区民の生活に関する総合的な相談窓口の設置、区民の地域活動に関する情報交換の場の設置、活動の機会や場の提供、活動資金の助成等、必要な支援を行うことが求められます。	**【考え方・解説】** 第２８条は、区民の生活に密着した行政サービスを提供するとともに、区におけるまちづくりの拠点である区役所の役割について定めています。 ○　地方分権が進み、また市民のニーズも多様化する中で、より市民に近いところで市政を運営した方が効果的なまちづくりが実現できる時代となってきています。その意味で、今後、区役所の重要性はますます高まっていくことになります。そこで、区役所の基本的な役割を明確にするものです。 **［第１項］** ○　区役所の役割として、まず、区民の生活に密着した行政サービスを総合的、効果的、効率的に行うことがあります。「行政サービスを総合的に行う」とは、例えば、各種届出や申請手続、様々な相談を一括して受け付けて対応することや、関係部署間の調整を行ったうえで組織横断的なサービスを提供することなどを意味します。区役所には区民は様々な問題や悩みを抱えて相談に訪れます。区役所は区民にとって身近な市の窓口であり、その役割をしっかりと果たすことが求められます。 ○　また、各区には、歴史、文化、自然、都市機能などの特色があります。豊かで暮らしやすい地域をつくるためには、各区の特色を最大限に生かしたまちづくりを推進していくことが必要です。 **［第２項］** ○　区役所は、第１項に規定する役割のほか、市民自治の確立のために第１号から第３号までに掲げることに努めることが必要です。 **（第１号）** ・　区民の区政への参加及び区民との協働の推進、区民の主体的なまちづくりの前提として、区役所は、地域の課題など、区民生活に関わる様々な情報を収集し、発信していく必要があります。 **（第２号）** ・　区役所は、人口や面積などの面において、区民の区政への参加及び協働の取組が進められやすいという強みを生かし、区政の運営に当たっては、これらを積極的に推進していく必要があります。 **（第３号）** ・　区役所は、地域の問題を総合的に受け止め、区民とともに解決を図り、区民主体のまちづくりを通じて、区の特色を生かした魅力的な区の実現につなげていくことが重要です。区役所には、区民による地域のまちづくりの調整・まとめ役として、区民の生活に関する総合的な相談窓口の設置、区民のまちづくりに関する情報交換の場の設置、活動の機会、場、資金の提供など、必要な支援を行うことが求められます。

	［第３項］ ○　市長は、区役所が前２項に規定する役割を果たすことができるよう、本庁と区役所の事務配分を適宜見直し、必要な事務の区役所への移管、区長への権限付与、組織や財政面での強化などにより区役所機能の充実に努めなければなりません。なお、一方で、統一的、集中的に処理する方が効果的、効率的な事務などについては本庁に集約することが必要です。

中間報告	最終報告（案）
【条例案骨子】 ●（区長の役割・責務） ・　区長は、その権限と責任のもと、市政及び区政の方針に基づき、中長期的な視点に立って、リーダーシップを発揮しながら、公正、公平、かつ迅速に、区民のための区政を行うものとする。	（区長の責務） 第２９条　区長は、その権限及び責任のもと、職員を指揮監督し、公正かつ誠実に、前条に規定する区役所の役割を果たすことに取り組むとともに、中長期的な観点から、区民のための区政を運営しなければなりません。 ２　区長は、区政の運営に当たっては、区民の意見を積極的に把握し、区政に反映させるよう努めるとともに、必要に応じて、関係部署又は関係機関の相互の連携及び調整を図らなければなりません。
【考え方・解説】 カ　区長は、区役所の責任者として、市長から付与された権限と責任を全うするため、中長期的な視点に立ち、積極的に区民のための区政を推進することが求められます。 キ　また、区長は、他の区役所や他の地方自治体（政令指定都市の区役所など）の取組を学び、区政に積極的に生かしていく努力も必要と考えます。	**【考え方・解説】** 第２９条は、区役所の責任者である区長の責務について定めています。 ［第１項］ ○　区長は、区役所の責任者として、市長から付与された権限及び責任のもと、区役所の職員の指揮監督を行い、公正かつ誠実に、第２８条に規定する区役所の役割を果たすことに取り組まなければなりません。 ○　区長が交代するたびに区政が停滞し、また、方針が大きく変わってしまっては、区民の生活に影響します。区長は、中長期的な視点に立って、区民のための区政のあり方について考えながら区政を運営し、人事異動があった場合には、次の区長にこれを継承し、新しい区長はさらに発展させていかなければなりません。 ○　なお、市長は、区長の安定的な在職期間に配慮することも必要と考えます。 ○　区長は、他の区役所や他の地方公共団体（政令指定都市の区役所など）の取組を学び、区政に積極的に生かしていく努力も必要と考えます。 ［第２項］ ○　区長は、あらゆる機会を通して、要望、提案など区民の意見を積極的に把握し、区政に反映させるように努めなければなりません。また、課題を解決し、豊かで暮らしやすい地域をつくるために、区役所だけでは対応が困難な場合など必要に応じて、区民の意見を関係部署や関係機関に提供し、連携及び調整を図っていかなければなりません。

中間報告	最終報告（案）
【条例案骨子】 ●（区民会議） ・　区民が主体となって区のまちづくりの課題について協議し、区長に提言を行うため、各区に区民会議を設置する。 ・　区民会議は、区内に住所を有する者または区内で活動する多様な主体の代表等で構成する。また、区役所職員が参加し、必要に応じて行政の立場からの助言等を行う。 ・　市長及び区長は、区のまちづくりの推進のために、区民会議の提言を尊重するものとする。	（区民会議） 第３０条　区民が主体的に区のまちづくりの課題について協議し、区長に提言を行うため、各区に区民で構成する区民会議を設置します。 ２　区民会議は、その活動に関する情報を区民に積極的に発信して区民の意見を聴き、協議に活用するよう努めるものとします。 ３　区民会議は、職員に対して、会議への参加及び助言等を求めることができます。この場合において、職員は積極的に協力するものとします。 ４　市長その他の執行機関及び区長は、区民会議の提言を尊重するものとします。
【考え方・解説】 ク　区民会議については、「本市における今後の区民会議・コミュニティ会議のあり方について（答申）」（平成２２年６月／さいたま市市民活動推進委員会）を参考にしましたが、市民自治のための重要な仕組みの一つであり、その基本的な役割、あり方をこの条例に位置付けることが必要で、その構成や具体的な運営等については、区の自主性に委ねることが大切と考えます。 ケ　また、区民会議と区役所が一体となって区のまちづくりの課題の解決を図るため、区民会議には、区役所職員が参加し、必要に応じて、行政の立場から助言や提案をしていくことが望まれます。	**【考え方・解説】** 第３０条は、区のまちづくりの課題について協議を行う区民会議について定めています。 ○　区民会議は、平成１５年度から各区に設置されていますが、市民自治を確立するための重要な仕組みの一つであることから、その基本的な役割、あり方を本条例に位置付けることが必要と考え、規定するものです。 **［第１項］** ○　各区に、区民が主体的に区のまちづくりの課題について協議を行い、区長に提言を行う区民会議を設置します。 ○　区民会議は区民で構成しますが、活発な議論が可能となるよう、公募の実施や区内で活動する多様な団体から選任するなど、幅広い人材を委員に選任することが必要です。 **［第２項］** ○　区民会議の提言は、委員だけではなく、多くの区民の意見を反映したものであることが求められます。そのため、区民会議は協議に関する情報を積極的に発信し、多くの区民から意見を集め、その意見を活用するよう努めるものとします。 **［第３項］** ○　区民会議の運営は、自主性が求められますが、一方で、区民会議と区役所をはじめとする市が一体となって区のまちづくりの課題の解決を図ることも大切です。そのため、区民会議は、区役所職員に限らず関係する職員に対して会議へ参加し、助言や提案など意見を述べることを請求できるとしています。この場合には、職員は積極的に協力するものとします。 **［第４項］** ○　市長その他の執行機関及び区長は、区民会議の提言を尊重し、提言の内容の実現について十分に検討する必要があります。 ○　区民会議の提言の内容については、区長の権限では実現ができず、市長や教育委員会などの取組が必要なものが含まれる場合が想定されるため、区長だけでなく市長その他の執行機関を含めています。

中間報告	最終報告（案）
⑭　国や他の地方自治体等との関係 **【条例案骨子】** ●（国、埼玉県と市の関係） 　議会及び市長等は、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、国及び埼玉県と対等で協力的な関係を築き、相互に連携して市のまちづくりを推進するとともに、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある国及び埼玉県の政策等に対し、市民の意思を尊重し、必要に応じて意見等を行うよう努めるものとする。 ●（他の地方自治体と市の関係） 　議会及び市長等は、市が関わる他の地方自治体と積極的に連携を進め、競い合い、助け合い、共に発展していくことに努めるものとする。	**第３章　市民と市がともに進めるまちづくり** **第５節　国、他の地方公共団体等との関係** （国、埼玉県等との関係） 第３１条　市は、国及び埼玉県と対等で協力的な関係を築き、相互に連携して市のまちづくりを積極的に推進するものとします。 ２　市は、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある国又は埼玉県の政策に対し、市民生活を守るため、意見等を述べなければなりません。 ３　市は、埼玉県など他の地方公共団体と積極的に連携を進め、共に発展していくことに努めるものとします。
【考え方・解説】 （国、埼玉県と市の関係）（他の地方自治体と市の関係） ア　地方分権が進む中、市では、自己決定・自己責任の原則のもと、市民のためのまちづくりを行わなければなりません。 イ　しかし、環境問題や災害対策など、市だけでは解決できない課題も多く、国、埼玉県、近隣自治体や友好都市、また他の政令指定都市など他の地方自治体と連携した取組が求められています。 ウ　その際は、国がやるべきことや、地方自治体にしかできないこと等があり、協力関係を築き、対等な立場で、各々の役割分担を明確にすること、また、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある国や埼玉県の政策や施策等に対して、市民の意思を尊重し、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、意見、要望、提案していくことが重要です。 エ　特に、他の地方自治体との関係においては、人材、権限、財政力など政令指定都市としての潜在能力を積極的に活用して、先駆的な取組を推進し、リーダーシップを発揮することが、市に関係する他の地方自治体を含めた全体的な発展を促し、ひいては市民福祉の向上と市の健全な発展につながるものと考えます。（この中でも、県内唯一の政令指定都市として、特に近隣自治体に与える影響は大きいことが想定され、中心的役割を担っていくことが重要と考えます。）	**【考え方・解説】** 第３１条は、国、埼玉県及び他の地方公共団体との関係について定めています。 ［第１項］ ○　地方分権時代において、地方公共団体の自由度、裁量権が拡大している中、市は、国や埼玉県と対等で協力的な関係を築いた上で、自己決定・自己責任の原則のもと、市のまちづくりを積極的に推進する必要があります。 ○　環境問題や災害対策など、市だけでは解決できない課題も多く、国や埼玉県と明確な役割分担のもと、連携することも求められています。 ［第２項］ ○　議会及び市長その他の執行機関は、国や埼玉県の政策が市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、市民のための市政を担う者として、国や埼玉県に対し、要望や提案など意見をしっかりと伝えなくてはなりません。 ［第３項］ ○　都内や近隣の市や町への通勤、通学など市民の活動範囲は市以外にも広がり、また、環境問題や災害対策など広域的な課題も多く、他の地方公共団体（埼玉県、近隣の市や町、全国の政令指定都市など）と連携して様々な取組を進めていく必要があります。 ○　市は、政令指定都市として有している人材、権限、財政力などを積極的に活用して、先駆的な取組を推進し、リーダーシップを発揮することが、市に関係する他の地方公共団体を含めた全体的な発展につながるものと考えます。 ○　特に、県内唯一の政令指定都市として、近隣の市や町に与える影響は大きいことが想定され、中心的役割を担っていくことが重要と考えます。

中間報告	最終報告（案）
【条例案骨子】 ●（諸外国と市の関係） 　議会及び市長等は、国際交流及び国際協力を推進し、相互理解を深めるとともに、これらを通じて得られた知見を、市のまちづくりに反映するよう努めるものとする。	（諸外国の都市等との関係） 第３２条　市は、市民とともに諸外国の都市等との国際交流及び国際協力を推進し、相互理解を深めるとともに、共に発展していくことに努めるものとします。
【考え方・解説】 （諸外国と市の関係） オ　国際関係については、社会の様々な面でグローバル化が進展する中、姉妹・友好都市をはじめとする国際交流を図るとともに、さらに都市が抱える諸問題の解決に向けて相互に協力していくことが必要です。そして、その中で得られた知見を、市のまちづくりに反映していくことが、市民福祉の向上と市の健全な発展につながるものと考えます。 カ　また、特に市は国際会議観光都市として国から認定を受けていますので、この役割を果たすため、積極的に国際会議等の誘致を図るなど、国際交流を推進していくことが必要です。	**【考え方・解説】** 第３２条は、諸外国の都市等（国際的な機関、諸外国の活動団体などを含みます。）との関係について定めています。 ○　社会の様々な面でグローバル化が進展する中、諸外国の都市等との関係についても考える必要があります。議会及び市長その他の執行機関は、市民の積極的な関わりのもと、姉妹・友好都市をはじめとする諸外国の都市等との交流を図るとともに、相互に協力して諸課題を解決し、ともに発展していくことに努めることが、国際社会における市の責務と考えます。 ○　市民、議会及び市長その他の執行機関は、国際交流や国際協力で得られた知識や経験を、地域や市のまちづくりに活用していくことが大切です。

中間報告	最終報告（案）
①　条例の運用（実効性の確保） **【条例案骨子】** ●（実効性の確保） ・　市長等は、市民自治の推進を図るため、この条例の啓発、運用状況の調査、実績の評価、必要な改善の検討等を市民参加により行う仕組みを設けるものとする。 ・　議会及び市長等は、この条例について、市民の理解が進むよう、市民への啓発に努めるものとする。 ●（条例の見直し） ・　議会及び市長等は、社会経済情勢、この条例の運用状況等を勘案し、適宜見直しを行うものとする。 ・　この条例の見直しの検討は、市民参加により行うものとする。	**第４章　実効性の確保** （実効性の確保） 第３３条　市長は、この条例の実効性の確保を目的として、この条例に関する周知及び啓発、運用状況の調査、実績の評価、見直しの検討等を行うため、（仮称）さいたま市市民自治基本条例運用推進委員会（以下「運用推進委員会」という。）を置きます。 ２　市長は、この条例の施行の日から４年を超えない期間ごとにこの条例の見直しの検討を行わなければなりません。この場合において、市長は~~、原則として~~、運用推進委員会の意見を聴かなければなりません。 ３　第１項に定めるもののほか、運用推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。
【考え方・解説】 ア　自治基本条例がまちづくりの規範となる価値ある羅針盤になるには、条例制定後の運用が大きな課題となります。この条例が有名無実の規範にならないようにするためには、条例を生きたものにする努力とそれを支え発展させる仕組みが大切です。 イ　その仕組みについては、例えば次のようなものが考えられますが、市民自治を推進するため、市民が参加するものであることが必要です。また、議会も何らかの形で関わっていくことが望ましいと考えます。 ・運用（行動）計画の策定 ・市民、議会、市長等から構成される運用等の委員会の設置 ・（上記委員会による）市民自治に関する白書（取組の事例集など）の発行 ・定期的な見直しの検討の義務付け ウ　また、市民に対しては、この条例の理解が進むよう、第一に周知及び啓発の取組が必要と考えます。 エ　この条例は、市における基本的な条例として安定性が求められる一方で、社会経済情勢、市民活動の状況、市民、議会、市長等の意識の変化に適合し、自治基本条例の実効性を確保するためには、適宜見直しを行い、条例の内容を充実していくことが必要と考えます。	**【考え方・解説】** 第３３条は、本条例の実効性を確保するための仕組みについて定めています。 ［第１項］ ○　本条例は、市民自治の確立が主な目的となることから、公募市民、関係団体代表者、学識者で構成する本検討委員会が主体的に検討してきましたが、制定して終わりではなく、有名無実の規範にならないようにするためには、条例を生きたものにする努力と、それを支え発展させる仕組みが大切です。 ○　本条例の運用の仕組みの中心となるものとして、本条例に関する周知及び啓発、運用状況の調査、実績の評価、見直しの検討等を行う、市民参加による（仮称）さいたま市市民自治基本条例運用推進委員会を市長の附属機関※として設置することとします。なお、この運用推進委員会については、本条例の施行と同時期または施行後速やかに設置することが望まれます。 ※　附属機関とは、地方自治法の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置される、調停、審査、諮問又は調査のための機関をいいます。 ○　その他、運用の仕組みとして、市による行動計画（アクションプラン）の策定や、運用推進委員会による市民自治に関する白書（参考となる取組の事例などを記載）の発行などが考えられます。 ○　なお、議会も何らかの形で関わっていくことが望ましいと考えます。 ［第２項］ ○　本条例は、基本条例として安定性が求められる一方で、実効性の確保を図っていくことも求められます。社会情勢、市民自治を担う各主体（市民、議会、市長その他の執行機関）の意識や活動などの変化に対応した条例とするため、定期的な見直しを行い、内容を充実していくことが必要です。 ○　市長は、条例の施行の日から４年を超えない期間ごとに見直しを行うものとします。その際、市長は運用推進委員会に諮問しなければなりません。 ○　４年を超えない期間ごとに見直しを行うのは、市長や議員の任期が４年であり、それぞれの任期中に少なくとも１度は本条例の見直しを通じて、自治のあり方について特に考えてもらう機会を設けることが必要と考えたことによるものです。 ○　なお、運用推進委員会に諮問して行う見直しのほか、法律改正等による必要かつ軽易な改正については、諮問することなく適宜行っていくことは当然です。 ［第３項］ ○　運用推進委員会の組織（委員構成や人数など）及び運営に必要な事項の詳細については、別の条例で定めるものとします。

市民から寄せられた意見

「外国人参政権反対」
　外国人参政権断固反対。
　日本を外国に売り渡す役人は公僕の名に値しない。

以上、１名の方からの意見